

『新わたしたちのまちづくり』

～No.10～

○用途地域内の建築規制

先にお知らせしておりました、都市計画法の改正に伴う用途地域内の建築形態規制（建ぺい率、容積率等）の選択について、従来の規制値で決定されましたのでお知らせいたします。

※決定された規制値

用 途 地 域	建ぺい率 (%)	容積率 (%)
中高層住居専用地域	60	200
住居地域	60	200
近隣商業地域	80	200
準工業地域	60	200
工業地域	60	200
工業専用地域	60	200

○白地地域の建築形態規制について

横芝町で建築物を建てる際には確認申請が必要となっており、敷地に対する建築物の大きさについての制限（建ぺい率、容積率等）が定められています。

既にお知らせしておりますように、用途地域が定められていない地域（白地地域）についても、近隣町村の動向を見ながら横芝町の土地利用に合った規制を選択し、設定することとして各機関と検討・調整を行ない、千葉県へ提出することとしています。

○改正内容

内 容	現 行	改 正 案
容 積 率	400%	200%
建ぺい率	70%	60%
斜線制限	道路斜線 勾配1.5 隣地斜線 31m+勾配2.5	道路斜線 勾配1.5 隣地斜線 20m+勾配1.25

○全県域汚水適正処理構想の作成について

千葉県では、県全域を対象とした汚水適正処理構想を平成8年度に策定しておりますが、今回、各市町村の実情や意見を聞きながら、構想を見直すこととして作業を行なっております。

横芝町でも、将来の汚水処理の方針を策定し、県へ提出することとして作業をすすめおりますので、案がまとまり次第お知らせいたします。